

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：福 嶋 雅 彦
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2014 年 9 月 25 日
学位論文の題名：
「国際宇宙ステーション」計画の法制度に関する研究－法的クラスタリング分析の手法による「国際宇宙ステーション」計画の法制度分析－
審 査 委 員：龍澤 邦彦（主査）
西村 智朗（副査）
Patrick Collins（麻布大
学生命・環境科学部教授）

<論文内容の要旨>

<要旨>

福嶋雅彦氏の博士学位（課程）甲号請求論文「『国際宇宙ステーション』計画の法制度に関する研究－法的クラスタリング分析の手法による『国際宇宙ステーション』計画の法制度分析」は、カナダ、欧州諸国、日本国により進められている大規模有人宇宙多国間協力プロジェクトである国際宇宙ステーション（International Space Station: 以下 ISS という）計画の法制度を扱っている。ISS 計画の法制度を形成するのは、国際宇宙基地協定（International General Agreement on Civil Space Station: 以下 IGA という）、参加主体間の四つの二国間了解覚書（Memorandum of Understanding: 以下 MOU という）、実施取決めその他の関連文書（搭乗員行動規範等）である。これらの国際法文書が ISS 上での管轄権や管理権の行使の制度、国際責任制度、紛争解決制度のみでなく、管理・運用・利用の制度をも定めている。福嶋氏は、この様な ISS の法制度そのものとその制度の核たる理念である真の協力関係（genuine partnership）」の分析のみでなく、ISS の法制度の強化のために必要とされる方策を法的クラスタリングによるそのリーガライゼーションのレベルの分析に基づき明らかにしようと試みている。

<構成>

本論文は内容的に大別すると、宇宙法体系の概略説明、これに基づく ISS の現行法制度の説明とその制度の核となる理念である「真の協力関係」の分析、及びリーガライゼーションの方法論たる法的クラスタリング分析の説明とこれによる ISS の法制度の評価、そしてリーガライゼーション（法化）を更に高レベルのものとするための方策についての考察から成る。

具体的な構成は以下の通り。

はじめに

第 1 章 ISS 計画協力体制の存立基盤

第 1 節 「宇宙条約体制」の基本構造

第 1 項 「宇宙法」体系の形成と進展

第 2 項 「宇宙条約」と一般国際法との関係性

第 3 項 「宇宙条約体制」の基本原則

3.1. 「探査・利用の自由」（「宇宙活動自由の原則」）

3.2. 「専有禁止」（宇宙空間専有禁止原則）

3.2.1. 境界画定にかかる「空間的アプローチ」と「機能的アプローチ」

3.2.2. 宇宙の法的地位

3.2.3. 「管轄権及び管理の権利」と「宇宙物体」をめぐる議論

3.3. 「平和利用」（「宇宙平和利用原則」） 26

3.4. 「国家への責任集中」（「国家専属責任の原則」）

3.5. 「宇宙損害責任条約」30

3.5.1. 「宇宙損害責任条約」の基本構成

3.5.2. 「責任原則の形態」

3.5.3. 「責任主体と損害の範囲」

3.5.4. 「賠償請求手続」

第 2 節 「新政府間協定」の理念（「真の協力関係」）とは何か

第 1 項 「真の協力関係」（genuine partnership）の曖昧さと基底概念

- 第2項 「真の協力関係」に関連する諸原則
 - 2.1. 国際協力原則
 - 2.2. 「共通利益原則」
 - 2.3. 「人類の共同遺産」(Common Heritage of Mankind: 以下 CHM という) 原則
 - 2.3.1. 「条約に具体化された基本的規則」からのアプローチ
 - 2.3.2. 法哲学的観点からのアプローチ
 - 2.4. 「パートナーシップ」をいかなるものとして捉えるか 8
- 第2章 ISS 計画協力体制を分析するための機軸要素
 - 第1節 法的クラスタリング分析の構成指標 (義務, 厳密性, 権限委譲)
 - 第1項 3 指標の定義
 - 第2項 3 指標の評価基準
 - 第3項 3 指標に基づく国際法規範の類型化とその特徴
 - 第4項 法的クラスタリング分析の有用性と留意点
 - 第5項 3 指標の選定理由
 - 第2節 ISS 計画協力体制の基本枠組み
 - 第1項 「新政府間協定」
 - 第2項 「了解覚書」
 - 第3項 「実施取決め」
 - 第4項 各種文書 (「搭乗員行動規範」)
 - 第5項 ISS 計画協力体制にみるネットワーク構造
 - 第3節 ISS 計画協力体制における管轄権構造
 - 第1項 「国家管轄権」の基本要素
 - 1.1. 「国家管轄権」の3機能と根拠原則
 - 1.2. 「宇宙法」上の「管轄権」と「管理権」
 - 第2項 ISS 計画における管轄権の基本構造
 - 2.1. 交渉時における管轄権配分4方式 (単独, 共同, 個別, 統合管轄権)
 - 2.2. 「知的所有権」(「新政府間協定」第21条)
 - 2.3. 「刑事裁判権」(「新政府間協定」第22条)
 - 2.4. 「責任に関する相互放棄」(「新政府間協定」第16条)
- 第3章 法的クラスタリング分析を用いた ISS 計画協力体制の評価
 - 第1節 「義務」
 - 第1項 「義務」の基礎をめぐる議論
 - 第2項 「条約」としての「新政府間協定」
 - 2.1. 「条約」の「要件行為」と「新政府間協定」の関連規定
 - 2.2. 各国内法との関連からみた「新政府間協定」の位置づけ
 - 第3項 一般国際法の適用可能性 (pacta sunt servanda)
 - 第4項 「新政府間協定」の諸規定にみる拘束力の強さ
 - 第5項 国際協力のための「義務」の調整装置と「義務」の評価
 - 5.1. 内容分析
 - 5.2. 努力義務
 - 5.3. 免責条項と脱退条項
 - 第2節 「厳密性」
 - 第1項 「了解覚書」に規定がある場合 (利用割合)
 - 第2項 「了解覚書」に規定がない場合 (「平和的目的」利用)
 - 2.1. なぜ「了解覚書」に規定が設けられなかったのか
 - 2.2. 「宇宙法」上の「平和的目的」の解釈をめぐる議論
 - 2.3. 日本における「平和的目的」の解釈をめぐる議論
 - 2.4. 商業利用の文脈における「新政府間協定」第9条のはたらき
 - 第3項 「商業化」・「民営化」促進に向けた各種取組みと「厳密性」の評価
 - 第3節 「権限委譲」
 - 第1項 運営枠組み

- 1.1. 運営枠組みを構成する専門機関の機能
- 1.2. 詳細設計および開発段階
- 1.3. 運用・利用段階
- 第2項 合意形成の仕組み
- 2.1. 詳細設計および開発段階
- 2.2. 運用・利用段階
- 第3項 紛争解決手続
- 第4項 独立した紛争処理機関の設置をめぐる議論と「権限委譲」の評価

おわりに

付録表

主要参考文献一覧

判例一覧

略語一覧

<各章の概要>

初めには、国際社会の秩序が理念を核とし、共同利益の実現を図るための緊密な協力関係に基づく制度化された秩序として成立しつあるとみなし、ISS計画をその代表的な例として捉える。そしてその制度の核となる理念である「真の協力関係 (genuine partnership)」の最適実現の模索に当たって、効果的な手段となり得る分析をリーガライゼーション (法化) に求めることを明確にし、その分析方法たる法的クラスタリング分析 (義務、厳密性、権限移譲の三指標を用いて法制度の法化のレベルを測定する) の簡潔な説明を行っている。また先行研究が商業化と民営化の側面の分析に集中していた点を指摘し、特にこれらの点に焦点を当て、またソフト・ロー (国連の法原則宣言等に代表されるハードな法、例えば、条約規則、慣習法や法の一般原則に昇華される以前の法原則) をも含めた法的クラスタリング分析を行うことを示している。その上で、1章以下の簡潔な説明を行っている。

第一章はISS計画の協力的体制の存立基盤と題され、宇宙法体系の基本原則と参加政府間協定である国際宇宙協力協定 (IGA) の基本原則を分析している。

第1節は、ISSの法制度の基盤たる宇宙法体系の簡潔な説明であり、次の三項から成る。

第一項は宇宙活動展開後の国連での宇宙法体系の発展とその法体系の特徴等の概説である。

第二項は、特に宇宙憲章とも呼べる宇宙条約を参照しながら、宇宙法が極めて短期間に慣習法として成立したこと、アナロジーによる一般国際法の類推適用が困難であること、また宇宙法が国際法に対して、特別法とみなされることに言及している。

第三項は宇宙法の基本原則である①宇宙活動自由の原則、②専有禁止原則、③平和利用原則、④国際責任の原則 (国家専属責任原則)、⑤宇宙損害賠償条約を扱っている。①については、探査、利用及び立ち入りの自由の権利を概説し、これがISS計画においても確保されねばならないとしている。②では、宇宙空間の定義に係る部分である。宇宙空間と大気圏空間との境界設定の問題について、空間説 (宇宙空間と大気圏空間の境界を確定しようという説) と機能説 (空間的強化を確定することなく、航空活動と宇宙活動の機能の相違により適用する法規を決定しようという説) を比較考察し、また、宇宙空間の法的地位を、無主物説、共有物説、取引外の物説、公物等の従来の諸説を説明した上で、宇宙条約第1及び2条の規定で宇宙空間の地位が示されているという見解をとっている。また宇宙空間では、主権に変えて、宇宙物体と物体上の人に対する管轄権 (立法、司法、行政の法行為を行う権限) と管理権 (宇宙物体とそれに搭乗する人に対して直接的に行使される権利) により宇宙活動を律していくこと及び専有の条件としての排他性と永続性を説明している。③は、宇宙条約第4条により宇宙空間の部分的非軍事化と月その他の天体の完全な非軍事化が図られたことを説明する。④は、宇宙条約第6条の国は、自国の政府機関の活動も非政府団体の宇宙活動により生じた責任も全て当該国籍国の責任になるという責任の国家への集中原則について説明している。⑤は、特に、宇宙空間に打ち上げられた物体による過失責任と無過失責任という二つの責任原

則の適用、打上げ国の概念の定義と責任の要素並びに責任の範囲について説明し、最後に、賠償請求委員会による求償手続きを概説し、宇宙損害賠償条約が適用されなかったソ連の軍事原子力電源衛星 Cosmos954 号事件の事例を考察している。

第二節では、ISS の根底にある真の協力関係の概念とこれに係る諸原則（国際協力原則、共通利益原則、人類の共通遺産原則）を分析している。彼は、真の協力関係は英米民法のパートナーシップの国際法への移植という見解に言及しつつ、同概念が保護法益が明らかにされていない点を指摘し、一つだけ明らかなのは、これが ISS 計画に従事する国の間での資源や権限公平な分配を意味するものだとする。真の協力関係に係る原則については、国際法、特に国連憲章に由来する国家間の関係を規律する一般原則たる国際協力原則、公平な基礎に基づく宇宙活動の利益の配分を定める宇宙条約第 1 条に基づく共同利益原則（宇宙活動は全ての国の利益のために行われねばならないとするにつき）、深海底の事例を参照しつつ、時間と場所そしていかなる区別をも超えた人間の総体という意味で超時空的概念と性質決定し得る人類の共同遺産という概念の固有の性質から生ずるその意味（深海底や宇宙空間等のニュー・フロンティアを人類が将来世代に継承していく共同の遺産と考える）とそこから導き出される原則（蕩尽せず、人類の利益となるための環境保護、資源の保存、資源とそこから生ずる利益の公平な分配等）の説明をした後、真の協力関係は国際協力を柔軟に保持するための制度に係るイデオロギー的役割を果たすものとみなしている。

第二章では ISS 計画協力体制を分析するための機軸要素を分析している。

第 1 節では、法的クラスタリング分析の構成指標を扱っている。

その第 1 項は前述の三指標、義務、厳密性、権限移譲をそれぞれ、「諸国家または他の行為主体が、ルールもしくはコミットメント、またはルールもしくはコミットメントの一群によって拘束されること（但し、法的義務は必ずしも他の義務と

同一には扱われない)」、「ルールが曖昧なところなく、それらが求め、権限を与え、または禁止する行為を定義すること」、「第三者がルールを実行し、解釈し、適用する権限、紛争を解決する権限、及び、場合により、更なるルールを作る権限（国際社会における紛争解決の仕組み重視の観点から、独立性、アクセス、内在化の三つの下部指標が与えられる）を与えられていること」を意味するとしている。

第 2 項は、3 指標の評価基準を説明している。「義務」については、一般国際法の適用可能性をも含む行為主体の拘束の程度により評価がなされ、無条件の義務を最も拘束度の高いものとし、法的拘束力を意図しないものを最も低いものとする。ソフト・ローもこの評価の中に位置づけられる。厳密性に関しては、「条約解釈と関連づけられる形で、規範内容がどの程度明確で緻密に作り上げられているかによって評価がなされる」としている。「厳密性」は、解釈の余地が認められない場合、「高い水準にあり、解釈の余地が多分に残されている場合、「厳密性」は低い水準にあると評価される。「厳密性」が最も高いのは解釈が限定された「明確なルール」であり、最も低いのはその内容が判然としないものとされる。「厳密性」に関しては、そのレベルの高さとして順に、1)「明確なルール」、2)「解釈につき実質的であるが限られた事項」、3)「広域裁量」、4)「標準」、5) 行動の遵守につき判断が不可能なもという 5 段階に区分される。形式のみならず実態面を構成する解釈も一定程度評価基準に含まれ得る故に、その評価に当って条約解釈が関係する場合、「文脈」と締約国間の「事後の合意」あるいは「事後の慣行」への考慮等の「解釈上の基本的原則」や国際裁判実践への理解が必要になる。「権限移譲」については、評価基準は、国家その他の行為主体が第 3 者（裁判所、行政組織等を含む）に対して合意内容を実行する権限を委譲する程度である。紛争解判機関としての裁判所の設置は委譲の程度が高く、政治的駆け引きや交渉のフォーラムの設置等の場合、程度が低いとされる。

第3項は3指標に基づく国際法規範の類型とその特徴を扱う。理論的には、国際社会のほぼ全ての規範は3指標の高低の組み合わせで示される8類型に分類可能であり、その次元の高いものがハードとされ、それ以外はソフトとされる。3指標が最大化され、最高水準にある場合と、指標が存在しない場合は、両極端である。ソフトとハードの区分は法制や法規範の最適化の程度とは必ずしも一致しない。この二者の積極的側面は次の通りとされる。ハードについては、1) 遵守の促進、2) 明確性の増進、3) 履行確保の進展。ソフトについては、1) 柔軟性の確保、2) 迅速な合意形成、3) 多様な主体の関与。法制度や法規範の実体は、交渉時における諸国家の見解や利益対立の妥協点として最終的にはソフトな形態がとられるといった側面がある。

第4項は法的クラスタリング分析の有用性と留意点を扱う。有用性としては、①体系性（国際社会における法制度、法規範の体系的把握を可能にする）、②合理性または費用便益性（鼎立する「義務」、「厳密性」、「権限委譲」の3指標に高低の2元的評価を与えることにより考察対象となる諸合意の積極面と消極面を明らかにしえる）、③動態性（国内法に見受けられる様な法の物理的強制作用にとどまらず、「ソフト・ロー」に内在する諸合意の拘束性や秩序変動メカニズムの把握を容易にする）を挙げている。加えて、ISS計画の分析に当たり、考察すべき三つの点として、①ISS計画が目指す理念や法規範以外の諸要素（技術、経済、社会、文化的要素等）も考慮した総合的な判断が必要とされること、②法的クラスタリング分析における高低2元的評価は、考察対象となる法制度に対する現実的な評価としては、その測定精度に限界が見受けられること（高低は二元的ではなく、濃淡（グラデーション）で示され、グレーゾーンもあり得る）、③学際的であり、異なる学域に属する分野の区分を意識した議論が時に困難になる。政治 v. 法律、法 v. 非法、現行法 v. 将来的法といった二元論的区別は希薄となる可能性が含まれている。これは、ソフト・ローをも視野

に入れた分析を可能にするが、また、この点で、規定内容が不明瞭で非実行的であっても法は法であり、規定内容が厳密であっても非法は法たりえないというP.Weilに代表される様な国際法学における法と「非法」の関係に関する議論に格別の配慮が必要であると考えている。

第5項として、3指標の選定理由を問うている。実際の所、指標として選定された理由はわからないとしているが、最近のAbottその他のリーガライゼーションの研究を参照しつつ、ハートの一次規範（行為規範）と二次規範（権限規範）であって、一次規範の存在やその範囲に疑いが生ずる場合、一次規範を決定的に明確にする承認規則、個人又は機関に新しい一次規範を導入し又は古い規範を廃止する権限を与え、その際に従うべき手続きをも定める変更規則、紛争の際に裁決を行う者を明確にし、従うべき規則を定める裁定規則をいう）から成る法の動態的類型論の影響を示唆している。

第2節ではISS計画の基本的枠組みを扱っている。

第1項では、特に、IGAがISS計画の協力の大枠を形成し、参加主体となることに関して制限的であることを説明している。詰まり、新たにISS計画に参加を希望する国に対しては、参加主体全体のコンセンサスを要し、政府間協定の改正を必要とする正式な主体としてではなく、利用権や飛行搭乗機会の配分といった形での参加又は利用者としての参加になってしまうと言う様なIGAの特殊性が指摘されている。

第2項では、参加主体の協力実施機関間の協定（簡易協定）であるMOUがISSの詳細設計、開発、運用及び利用の実施の仕組みと各国の実施機関の役割と責任、運用用資源と利用用資源の配分等を定めている旨説明する。

第3項では、了解覚書を補完する実施取決めを「米国航空宇宙局による日本実験棟のシャトル打上げ業務提供と文部科学省による物品及び役務の提供の交換に関する米国航空宇宙局と文部科学省の間の実施取決め(2008年1月23日締結)」と「民

生用国際宇宙基地のための協力に関する文部科学省のシステム運用に共通の責任並びにその他の義務と要求を相殺するための文部科学省による宇宙ステーション補給機 (HTV) 輸送業務の提供に関する米国航空宇宙局と文部科学省の間の実施取決め (2009年9月10日暫定合意)」の例を挙げて簡潔に説明している。

第4項は各種文書として特に搭乗員行動規範を扱い、これが、「軌道上における明確な指揮系統」、地上運営と軌道上運営間の明確な関係、および運営上の階層に関する規定、宇宙と適当な場合には、地上における作業および活動のための基準設定、要素および装置に関する責任についての規定、規律上の規則、物理的な安全および情報保全のための指針に関する規定、ISS指揮官の権限と責任に関する規定を含み、序文、一般的な標準、ISS指揮官の権限及び責任、指揮系統及び軌道上での継承、地上と軌道上運営との間の関係、規律上の規則、物理的及び情報保全ガイドライン、人研究被験者の保護の6項目に分かれていることに言及している。

第5項は「ISS計画協力体制にみるネットワーク構造」と題され、実施レベルの文書であるMOUがNASAを中心とした二国間ベースの車輪型ネットワーク構造を有しており、ハブとしてNASAのリーダーシップが組み込まれている点を指摘する。また、このネットワーク構造はシステムとして当然のことであるが、他の参加主体に影響を及ぼす行為について他の参加主体に対する事前の同意や通報を課しているとしている。

第3節では、宇宙基地上の管轄権とその行使のシステムを説明する。

第1項は一般国際法上の国家管轄権の3要素たる立法管轄権、裁判管轄権及び執行管轄権を概説し、管轄権行使の根拠となる属地主義 (行為が行われた場所の領域国の管轄権の行使を認める) と属人主義 (行為を行った者の国籍国に管轄権の行使を認める主義) に言及する。更に、宇宙法上の管轄権と管理権について、前者に関してこれを法行為を行う権限とする説、立法、行政、司法の

権限を意味するという説、規範に係る管轄権と執行に係る管轄権に二分する説の三つの説があることを示し、後者については、それが技術的運用に係る権利として捉えている。

第2項では、ISS計画において、これらの権限がどのように行使されるかを示している。まず、交渉時において議論された、①特定の一国による単独管轄権方式、②複数国の共同で行使される共同管轄権方式、③個々のモジュールについて各提供国=登録国が個別に管轄権を行使する方式、④政府間国際組織を設立してこれにISSを登録し、統合的に管轄権を行使しようという方式のそれぞれについてプラスの面とマイナスの面を考察し、それらを比較考量した上で、現在の個別管轄権行使の方式が講ぜられた。また、これに続き、知的所有権行使の方式に言及し、これが属地主義に基づいて行使されること、また、通信システムを通過中の利用データについての各参加主体の秘密確保の措置を講ずる権利と、自己の通信システムを通過中のこのようなデータの所有権及び秘密を尊重する義務を説明し、更に、ISS計画の枠内で交換される所有権付き技術データまたは物品の複写や開示を含む利用制限その他についての規定に言及する。この他に、新IGAの、犯罪人引き渡しに関する規定を含む、属人主義による刑事裁判権の行使方式 (旧IGAに含まれていたISSの有人本体の安全を損なう違法行為に対する米国の刑事裁判権の行使に関する規定は新IGAでは削除された) を説明し、これとの関係での行動規範の重要性を指摘している。最後に、本来民間の契約の中で形成されてきた一般原則である責任の相互放棄が、主権国家間のみならず、国家と「協力機関」、 「協力機関」と「協力機関」、 「協力機関」と私企業、私企業と私企業 (加えて「利用者」や「顧客」) との関係に適用されるが、関連主体内部の関係 (「参加国と当該参加国の関係者との間又は同一の参加国の関係者の間の請求」) には及ばない。損害の範囲も広く設定され、次のものを含むと規定された。1) 「人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡」、2) 「財産の損傷若しくは滅失又は

その利用価値の喪失」3)「収入又は収益の喪失」、4)「他の直接的、間接的又は二次的な損害」。相互放棄の例外として挙げられているのは、1)「参加国と当該参加国の関係者との間又は同一の参加国の関係者の間の請求」、2)「自然人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡について当該自然人又はその遺産管理人、遺族若しくは代位権者(代位権者が参加国である場合を除く。)によって行われる請求」、3)「悪意によって引き起こされた損害についての請求」、4)「知的所有権に係る請求」、5)「参加国が責任に関する相互放棄を(b)の規定に従って自己の関係者に及ぼすことができなかったことから生ずる損害についての請求」である。責任に関する相互放棄」の枠外の事項については「新政府間協定」第17条1で(「前条に別段の定めがある場合を除くほか」)、参加国およびESAは宇宙損害賠償条約に従って引き続き責任を負うとされた。

第3章は、法的クラスタリング分析を用いたISS計画の法化の評価である。

第1節は義務の指標に基づく評価を扱う。

第1項は、義務の基礎をめぐる議論と題されている様に、その法減の如何を問わずあらゆる形式的法源を意味する国際法上の義務の基礎として次のものを挙げている。1) 諸国家の同意、2) 慣習的実行、司法上の道義心、4) 自然法、5) 社会的要請、6) 国際共同体の意思、7) 直観、8) 参加者の共通目的、9) 実効性、10) 制裁、11) 体系的目標、12) 権限に対する共有された期待、13) 承認のルール。義務をめぐる議論には広く一般的に受容された立場はないために、困難を伴うが、確認すべき第一の点として新IGAが法的拘束力を有する条約か否かと論じている。

第2項では、新IGAが条約に当たるか否かをまず問うている。通常、条約は「交渉」、「署名」、「批准」の3段階の手続(「要件行為」)を経て締結されると解して、これらの法的意味を解説し、特に、ISSが効力を有するためには、批准書、受諾書、承認書または加入書のうち最後の文書が寄託された日に効力を生ずるのであり、欧州参加国

に関しては、少なくとも四つの欧州の署名国または加入国からのそれらの文書及び欧州宇宙機関理事会議長からの通告を寄託者(合衆国政府)が受領した後欧州参加主体について効力を有する旨が述べられている。IGAは、国別に扱いが異なり、日本、欧州諸国の条約に関する国内法上の扱いを概説した後、米国では行政協定として処理されている。著書によれば、常設国際司法裁判所(PCIJ)やその後進たる国際司法裁判所(ICJ)の判例により確立された国内法援用禁止原則やウィーン条約法条約第27条、国家責任条約第3条等を勘案すれば、新IGAは条約とみなしうるのである。

第3項では、新IGAへの一般国際法の適用可能性を検討する。結論から言えば、著者は、新IGAはその第1、2、14条等で一般国際法の適用の適用可能性を定めているのであり、義務の程度が高いレベルにあると考える。国際法上の強行規範(*ius cogens*)ともいえる「合意は守らなければならない」という原則に従って参加主体が行動する限り、新IGAはこれらの主体を強く拘束する。またこれを補完する国際責任についても言及し、以前は、被害国により応報的制裁とみなされたものが、今日では、「義務違反によって生じた法的不正常を是正するための法関係回復プロセス」と解されるようになったと述べている。この様な国際責任は合意不履行により生ずるリスク回避の制度を設定し、それが私企業のISS計画参加を即し得る要素となると共に、不履行の際に負うリスクの懸念から協力関係へ関与を控えあるいはそれに慎重になる可能性をも指摘している。

第4項は、新IGAの諸規定の拘束力の強さを論じる。著者は、'shall'(法文書では「するものとする」あるいは「しなければならない」という語を用いて新IGAを内容分析し、従来の主権作用に制約を加えているとし、このことを他の要素(交渉過程での政治的駆け引き、経済活動、技術開発に関する事項等)と共に、費用便益性の観点(国家が本来有する権限の行使を一定の条件下で控えることに比してのISS協力から得られる利益の大きさ)からも説明

している。

第5項は、国際協力のための「義務」の調整装置（ここでは、諸規定の持つ拘束力を緩やかにするための仕組みを言っている）と「義務」の評価と題される。前者については、平等原則、実行可能な最大限度あるいはできる限り早い時期という設定、合理性の原則などがそれにあたる。新IGAでは、これら通常の用語の他に努力義務規定と許容を意味する‘may’を使用して義務の程度を緩和していると考えられる。もう一つの努力義務は、著者によると、従来の結果の義務（国家に対して特定の事態と結果を実現またはその発生を防止するよう確保する義務）と手段の義務（特定の実施措置）をとるよう国家に要求するもの（をいい、新IGAの第12条「輸送」や第19条「データおよび物品の交換」等で使用されている。著者によると、ISS計画協力体制の下で努力義務をめぐる何らかの問題が生じた場合、「協議」による解決が基本となり、直ちに「仲裁」等の紛争解決の手段が用いられることはないとされる。最後に新IGAの義務緩和の仕組みとしての資金義務に関する免責条項と脱退条項が挙げられている。前者については、新IGA第15条2により、「この協定に基づく各参加主体の資金上の義務は、自己の予算手続及び利用可能な予算に従う。各参加主体は、宇宙基地協力の重要性を認識し、それぞれの予算手続に従い、資金上の義務を履行するために必要な資金について承認を得よう最善の努力を払うことを約束する」と定められ、資金上の義務の要件が緩和され、また、第28条1では、「参加国は、寄託者に対して少なくとも一年以内に書面による通告を行うことにより、いつでも協定から脱退することができる」と定められ、「脱退」にかかる要件が緩和されたことを説明している。これらのことは新IGAが、一方では、法的な権利・義務、一般国際法の適用可能性、義務不履行時の責任制度によるリスク回避の制度等の高次の義務を設定しながらも、若干の義務の運用に幅と柔軟性を持たせることで、協力の実効性を図ろうとしたことを示すと考えているようである。

第2節は厳密性について考察している。第1項はMOUに規定がある利用割合について考察する。著者によれば、新IGAは、「責任に関する相互放棄」「データ及び物品の交換」を除いて一般的内容の規定であり、厳密性の程度は低いとされる。著者は、地球変動枠組み条約とその議定書の関係を想起しつつ、この脆弱性をより技術性の高いMOUが補完することで制度全体としての厳密性が高められることになると考え、利用用の利用単位に対する利用権の配分率とそれに基づく共通経費の公平な配分を事例として参照しつつ、両者の補完関係を際立たせる。

第2項は新IGAに規定があるにもかかわらず、了解覚書に規定のない事項について説明している。著者によると、一つは、技術的事情から、後日の発展に応じて法的検討に委ねられる事項であり、例えば、能力の追加を通じての発展に関しては、新IGA第14条に規定があるにも関わらず、MOUには詳細が定められていない。もう一つは、政治的事情によるものであり、ISSの平和利用がこれに当たる。宇宙法上の平和利用に関しては、非侵略説（宇宙活動は侵略的であってはならない。この場合、1974年の国連の侵略の定義に関する決議が参照可能である）、非軍事説（宇宙活動は軍事的要素を含まない）、折衷説（侵略的軍事活動は認められない、あるいは直接的破壊、殺傷を目的としない防衛的活動は非侵略的とみなされる）等の諸説が主張されたが、いまだに一致した見解はおろか、多数説もみあたらない。当初米国の国防省はISSに関心を示していなかったが、計画の進行途中で、将来的な行動の自由を確保するために、米国は、参加主体間での交換公文により、安全保障上の目的での自国の要素の利用と基盤施設から得られる資源であって自国に配分されるものの利用の権利を確認している。基本的に平和目的での利用の決定権は各参加主体に決定権が委ねられており、欧州参加主体に関しては、欧州宇宙機関（ESA）条約の規定に従って決定される。日本の場合には、宇宙開発事業団法が成立した時点では、非軍事説がとられていたが、米国の宇宙

防衛政策の論議と呼応するかの様に、硫黄島駐屯地と本土との間の通信に宇宙通信回線を利用することが認められ始めるあたりから次第に議論が変わってきており、現在では、直接的な破壊、殺傷目的での活動でない限り、平和利用と認める見解に代わった。現在では、宇宙基本法第14条により、国は、「国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする」と規定されている旨示している。著者によると、平和利用の解釈を個々の参加主体の決定に委ねたことは一致した解釈を欠くことになり、施設利用の交渉手続きを複雑化し得る。このような共通の理解の欠如は、過激な価格競争、特定利用者の不当な優遇と並んで安定的な利用環境を望む企業にとって利用参加の阻害要因になり得るとされる。

第3項は商業化、民営化促進に向けた各種取組と厳密性の評価を扱う。ISS計画では、参加主体は、各自で文書を作成することにより、新IGAの諸規定のうち内容が判然としない部分から派生する諸課題に対処し、「商業化」・「民営化」を押し進めていることになる。著者によると、これらは地域レベルとグローバル・レベルに区分され、地域レベルでは、米国が1998年の商業宇宙法によりISS計画の商業利用促進を指針として示した。NASAは、自己のアクセス権の30%を商業開発に提供し、また民間業者によるISSと地球との輸送業務の調達の方針を打ち出した。ESAも同様の政策を示している。グローバル・レベルでは、著者は、搭乗員行動規範を商業化、民営化に必要とされる枠組みづくりに向けた各国の取組みの一環として位置づけている。著者は、新IGAの内容を補完する詳細な規定を含む合意文書は、ISS計画にかかる諸活動についての透明性を高める働きを持つために、新IGAのうち幾つかの規定が伴う解釈の幅の広さから生じる課題を克服する作用をそなえていると述べている。最後に、厳密性からの著者のISS計画評価の中で、積極的側面として、新IGAその他の文書により作られる枠組が明かであり、交渉負担が軽減され、私企業

の参加が促進され得ることを挙げている。他方、消極的側面としては、協力関係の詳細に規定することで私企業の独創的な発想に基づく商業活動を抑止する可能性が生じた点を指摘する。著者によると、厳密性の過度の追及は参加主体の管理関係の硬直化、協力関係の齟齬や科学技術の発展に柔軟に対処できなくなるおそれがある。

第3節は権限委譲を扱う。

第1項は運営枠組みを分析している。著者によると、専門機関が示す指針は、新IGAに含まれる一般的規定の解釈をめぐる当事者間の交渉手続きに伴われる負担を軽減させるゆえにISS計画の迅速な実施を促す。ISSの運営に係る指針の策定権限を専門機関に委ねることは、既存の協力関係を安定的に維持し、計画を迅速に推進するうえでの効果的な手段となり得る。特に「参加主体」間の技術力や経済力に格差が生じた場合や私企業のISS計画への積極的関与が志向される場合、参加主体間の協力関係をいかに調整するかといった観点から専門機関が果たす役割は大きいと理解される。著者の説明によると、専門機関により形成される運営枠組みは、①詳細設計および、②運用・利用段階の二つのカテゴリーに大別される。①については、開発段階の運営機関は、NASAと日本国政府、及びその他の参加主体の協力機関との間で二国間ベースで設立された四つの計画調整委員会(PCC)とされ、これらが共同運営計画、設計及び開発のための共同計画要綱を作成し、これに沿ってISS計画の設計・開発が行われる。開発段階では、これに加えて、NASAが議長を務める宇宙基地管理会議(SSCB)が、ISSの要求、コンフィギュレーション、輸送についての統合的な計画立案、運用の資源の設計上の配分及び要素間のインターフェイスの定義、運用・利用概念文書の管理等を行うことになる。②の運用・利用段階では、多数者間調整委員会(MCB)がISS計画に関与する参加機関の活動調整を担い、その指針の策定を行う。MCBは参加主体の代表から構成され、NASA代表が議長となる。MCBはシステム運用パネル(SOP)と利用者運用パネル

(UOP) を設立した。これらの機関は輸送、通信支援業務を含む運用及び利用の長期計画レベルの調整の実施について責任を負う。MOU によれば、SOP と UOP は統合運用・利用計画 (COUP) を準備するため共に作業にあたり、MCB がその承認を行うとされた。この他の MCB の活動として、多数者間商業化グループ (Multilateral Commercialization Group: MCG) と多数者間搭乗員運用パネル (Multilateral Crew Operations Panel: MCOP) の設置である。MCG は ISS の商業開発促進プロジェクトに係る協力関係の中心的な調整機関であり、ISS の商業利用に関する倫理的、政治的、法的諸課題の調整を目的として活動を行い、MCB に報告を行う。MCOP は、2000 年に ISS 搭乗員基準書を用意し、2001 年 7 月に MCB に提出され、2001 年 11 月に採択された。この文書では、搭乗員は搭乗員を専門宇宙飛行士 (正式な選抜を完了し、ISS パートナーのうちのひとつの宇宙機関でそのように資格を与えられ、当該機関の搭乗員局 (crew office) の職員で雇用されている個人をいう) と宇宙参加者 (一またはそれ以上のパートナーによって支援された (sponsored) 個人をいう) に区分し、また派遣搭乗員と訪問搭乗員のカテゴリーを設けている。各パートナーは、派遣に当って、搭乗員の行動規範遵守を確保せねばならない。

第 2 項で、著者は詳細設計及び開発段階での合意形成を次の様に説明する。ISS 計画は各段階を通じてコンセンサスに基づいているのが特徴である。開発段階では、SSCB 議長 (NASA) の義務として、PCC レベルに問題が付託されることなく参加機関間でコンセンサスに達するようあらゆる努力を払うことが MOU に規定されている。旧 IGA と同様、新 IGA でも、当事者間で合意に至らなかった場合に SSCB の議長である NASA が決定を行うか否かは、必ずしも明瞭でない。MOU によると、SSCB の議長による決定については、NASA を一方の相手方とする 4 種の PCC のうち妥当なものに異議を申し立てることができることとされた。協力機関レベルで当事者間の合意に

至らない場合、問題は機関長 (長官、局長) レベルに付託され、それでも解決に至らない場合には新 IGA 第 23 条の規定に基づいて政府間レベルで協議が行われることになることと解される。そして協議によっても解決に至らない場合、調停、仲介、仲裁等の手続に問題が付託されることになろう。著者の説明によると、運用・利用段階での合意形成もコンセンサスを基礎としており、所定の時間内にコンセンサスが得られない場合、MCB の議長である NASA (NASA の代表) が決定を行うことができることとされた。この合意形成のメカニズムは、二つの条件により制約される。一つは、議長 (NASA の代表) の決定は、問題を協議に委ねる、という参加機関の権利に影響を与えないことであり、他の一つは、MCB の技術上または政治的な側面を含む所管事項以外の問題について、議長は単独では判断を示せないという点である。MCB の権限を超える問題については、基本的に協議による問題の解決がはかられ、協議を通じても解決されない場合、先の開発段階と同様、調停、仲介、仲裁等の手続が利用されるようになる。實際上、現時点まで、NASA が合意形成に際して単独で判断を示したといった事例はない。著者はまた、この合意形成に類似したメカニズムは ISS の安全に関する日米間の MOU の規定にもみられるとしている。

第 3 項は紛争解決手続きを扱っている。著者によると、権限移譲のレベル評価に当たって検討対象となる独立した不可争処理機関は ISS 計画では設立されなかった。紛争解決については、新 IGA 第 23 条と MOU 第 18 条に規定がある。これらによると、紛争解決の基本的な制度は協議である。この協議のレベルは階層化されており、参加は官庁の指名する者の間の協議から始まり、参加機関長官の協議、政府間レベルでの処理に移行し、最終的に、協議によって未解決な場合には、合意された紛争解決手続、例えば、調停、仲介又は仲裁に当該問題を付することができることとされている。著者によると、これら以外の方法による場合、国連憲章に定めるそれを含む一般国際法の

紛争解決手段に訴えざるを得ないことになる。著者は、これらを勘案して、ISSの権限移譲の程度は低いとする。著者は、独立した紛争処理機関の不在が、事態への柔軟な対処を可能にし、各参加主体間における協力関係を維持する働きを持つ半面、ISS計画の推進にとり、次の点で問題となると考えている。①義務履行を強制する機関の不在が、場合により、IGAに定められた義務を履行しない事態が生じさせ得る。②参加主体による義務の不履行に伴う協力関係の不安定化を懸念して、私企業がISS計画への参加をためらうおそれが生じる。

第4項では、独立した紛争処理機関の設置をめぐる議論と権限の委譲の評価を扱う。著者は、現行のISS計画協力体制は、全体としてみれば、権限委譲の程度は低い水準にあると評価しえるものの、厳密性の程度は高水準化の傾向にあり、それに伴って義務の程度も一段と高い次元へと押し上げられていると考えている。著者によると、紛争処理機関の設置を通じての手続き上の拘束力の強化は商業化、民営化を加速するものなのである。著者は、常設的な機構の設立には多大な資金、時間や労力（人員）を要する点を考慮すると、現時点では実現性は低いと考えられるものの、仮に紛争処理機関が設置されることになった場合には、その履行確保のための施策の検討が別途必要になるであろうと考える。更に、著者は、ISSの積極的側面と消極的側面に関して、次の様に考える。積極的側面としては、ISS計画の下に設置された各種専門機関の指針策定機能により、参加主体や私企業が迅速で安定的に商業活動を実施しえる協力関係の枠組みが次第に整えられつつある。これらの指針は、新IGAの一般規定解釈に係る当事者間の交渉手続きに伴う負担を軽減し、ISS計画の円満な実施を促す。他方、消極的な側面として、強制力を備えた独立した紛争処理機関の不在により、私企業が参加主体の義務不履行に伴われるリスクを懸念してISS計画への参加に消極的になる可能性がある。

最後に著者の結論として、特に重要なのは、法

制度の規律化の進展につれて、商業化、民営化が加速するが、著者が、法制度の規律化レベルを高い次元へと押し上げることが常に望ましいとは考えていない点である。著者は、その理由を、過度な法制度の規律化は科学技術の進展への柔軟な対応を難しくするだけでなく、協力関係の礫解の危険性をも同時に孕むからであるとしている。しかし、宇宙活動の商業化、民営化志向性により、今後法制度の規律化のレベルが高まることは必至であり、したがって、各指標における高低のバランスを考慮しながらも、「義務」、「厳密性」、「権限委譲」の程度を更に高い次元へと押し上げるような方策の検討が、ISS計画の法的クラスタリング分析の結果として課題とされ、ソフト・ローや国内法の整備による条約内容の具体的実施の検討が必要であると結論する点である。

〈論文審査の結果の要旨〉

〈公開審査における質疑応答の要約〉

最初に、国際関係学部教授として国際法を担当され、特に国際環境法の専門家でもある西村副査から法的クラスタリング分析はどの程度国際社会の制度分析に有効であるかという質問が出され、これに対して、博士号申請者福嶋氏は本報告の論文概要に示されているリーガライゼーションと法的クラスタリング分析の説明を繰り返した後、分析の対象を限定していないので、組織としての制度（国際機構）のみでなく、メカニズムとしての制度（条約によって構成される様々な仕組み）にも適用可能であり、国、機関、人を限定していないのであり、及び、特に、WTOやIMF等の経済系の機関や環境問題等の分析では、費用効果性と便益性の分析ができるので有用であるという回答を行った。また、一般法としての国際法に対して、宇宙条約が特別法としての関係にあるとすると、宇宙条約とIGAとの関係はどうであるのかという質問に対して、宇宙条約は宇宙憲章と呼ばれていることから明瞭な様に、宇宙活動の基本原則を置くものであり、いわば、宇宙法という特別法の基本法を成すものであると回答した。実際、宇宙

条約の中の最も基本的かつ重要な原則である、宇宙空間自由の原則（宇宙空間への自由なアクセスの権利、自由な探査の権利、自由なアクセスの権利で構成される）、専有禁止原則（宇宙空間の、主権、利用その他のいかなる手段による専有をも禁止する）は宇宙法の強行規範（*ius cogens*）とみなされるという学者も多いことを挙げている。その他に、西村副査は、グラフの簡単な説明を求め、福嶋氏は、これが要素の単純な高低という二元論で量られるのではなく、法化の度合いを測定するもので、濃淡のグレードで高から低及び *vice versa* に移行することを説明した。

近年、宇宙観光産業の経済的可能性の研究で注目されるマクロ経済学者の麻布大学経済学研究室教授 Patrick Collins 副査は、ISS の経済的側面からの問題性についての自己の見解を陳述し、若干の点に関して質問した。第一に、ISS 計画の予算総額について問い、その民営化段階での支出可能性について質問した。これに対して、福嶋氏は、当初の総額見積り 8000 億円であったものが、計画規模の縮小にも拘らず現在 10 兆円まで膨れ上がっている旨説明し、これをどのように民営化することで賄うのかについては不透明性が残り、企業を含む幅広い民間団体の参加と経費負担、及び当初の予想に反する政府の財政負担の在り方を今から十分議論する必要があると答えている。また、民営化の段階でどのように責任制度の棲み分けができるか、つまり、どこまで国家への責任集中原則を適用できるかという質問があった。この点については、福嶋氏は、現在の IGA の法制度を参加主体間でのソフト・ローの形成と参加主体の国内法を含んだものに修正することで対処可能と考える旨回答した。また、Collins 氏は、航空・宇宙産業が ISS 計画に関連し得る可能性はあるのかという質問を行った。これに対し、福嶋氏は、米国その他の国が、現在、利用が終了したスペース・シャトルに代わる宇宙輸送手段の開発の必要性に直面している点を挙げて、民間の商業輸送システムの利用の可能性もあり、その意味で、ビジネス・チャンスがある様に思われると回答してい

る。この点に関して、Collins 氏は、ロシアしか有人輸送システムを持っていない現在、ウクライナ問題で、ロシアが現 ISS 計画の終了年次である 20020 年以降の計画参加を保留する発言を行い、また有人宇宙輸送システムの供給差し止めの可能性も仄めかしていることから、民間産業の参入は ISS 計画の利用者としてのみでなく、また宇宙輸送システムの供給者としての観点からも必要条件にもなりつつあるという考え方を示した。

立命館大学国際関係学部教授龍澤主査からは、ISS 計画の法制度の核たる「真の協力関係（*genuine partnership*）」の本質に関して質問があり、福嶋氏は、これが ISS 計画全体の骨子を成す原則である公平な参加とそれに関わる資源や発言権の公平な配分の問題として、IGA 及び MOU の諸規定に反映されていると答えた。政治的観点からは、1970 年代後半から 80 年代初頭の米国とのスペース・ラブ（宇宙実験室）計画で、スペース・ラブの製造を担当しながら、その利用権の一部しか得られず、不公平な扱いを受けたと感じた欧州諸国が、ISS 計画への参加に当たって、公平性を確保するためにこの概念を主張した経緯を説明した。この点に関して、龍澤主査は、この回答を補完する形で、制度は、「理念を核とする、権力と同意の均衡システム」と定義し得るのであり、パートナーシップはこの様な制度として、英米法系の民法のパートナーシップ概念から導き出される原則を国際法学や国際政治に移したものであり、具体的には、概念の説明そのものより、事業への参加と責任、負担と利益の公平な配分を律する原則こそが重要であるとの補足説明をした。

以上の様に、主要な質疑応答の合間に審査委員の余談と説明を加えながら、質疑応答は進行し、所定の時間は瞬く間に経過した。この質疑応答と会話の中での博士号申請者の福嶋氏の回答と談話は将に同君の宇宙法、国際法及び一般的な経済、産業政策等の関連領域に関する豊富な知識を示すものであった。

〈論文の特徴及び独創性〉

(1) 本論文の特徴は、日本ではまだ数少ない国際宇宙基地計画を扱ったものであるという点である。この種の論文は世界的に見ても多いとは言えない。その意味で、希少性を有している。本論文は、国際宇宙基地の法制度のみでなく、その実地的な設計、開発、利用の段階の制度までも概観したものであり、強固な構成を持っている。

(2) 大規模な国際技術協力計画である国際宇宙基地 (ISS) 計画の法律および技術的、行政的管理制度を法的クラスタリングの手法により制度分析して、法化の度合いを明確にし、また制度強化の提言をしている点は特に重要である。先行研究は ISS の法的側面の分析にとどまり、このような研究は見出せず、その意味で独創性を有する。

(3) ISS に関わるのみでなく、宇宙法と称する法分野の主要な一般書の殆ど全ての論文が渉猟されている。また国際法に関する言及も的確かつ明瞭であり、多くの資料に基づいている。博士論文としては当然のことであるが、しかし行い難いことである。

(4) 法的クラスタリング分析を行うに当たって、単なる観念論に止まらず、現行法体系に目を配り、これをきちんと踏まえていることも重要である。理論と実際の架橋が良く行われている。

〈評価〉

内容的には、ISS を一つのメカニズム (法規則により枠組みづけられた仕組) としての制度とみて、その制度分析を行おうという野心的な著作である。制度は理念を核とするが、この理念を「真の協力関係 (real partnership)」にあると捉えて ISS 制度を分析している。その試み自体評価するに値する。無論、このような試みは初めてであり、ぎこちない部分は残るが全体的には一定の高い成果を示すものであるといえる。制度分析の方法論たる法的クラスタリング分析は、審査委員の知る限り、国際組織の分析等で用いられた例はあるが、ISS の様なメカニズムとしての制度に適用された例は国際的にもない。この意味で、本論文には博

士論文に必要な独創性が認められる。

また制度分析に至る以前の国際法や ISS 計画に特異性を与える宇宙法体系の理解と把握も十分であり、IGAMOU その他の関連文書が位置される宇宙法体系の基本的な構造も簡潔にまとめられている。先行研究としての国際法及び、特に宇宙基地協定関連の論文、著書を含む宇宙法の資料には代表的な日本語のもののみでなく、他言語のものも引用されており、一次資料は直接的に参照されている。同時に、宇宙活動のみでなく、先端科学技術一般に共通してみられる特殊性の把握も行われている。

審査過程で、副査立命館大学国際関係学部西村智朗教授により示された所見は以下のとおりである。

博士学位請求論文についての西村副査のコメント

2014年6月10日

西村智朗

福嶋氏の論文は、国際宇宙ステーション (ISS) 計画の法制度に関して極めて詳細かつ正確な検討を行っており、日本国内の国際法学の分野においては唯一の研究成果である。ISS 計画に関する法的評価に関するほぼ全ての文献や資料をサーベイしており、その理論的分析も極めて妥当なものである。特に ISS の商業化や民営化の可能性を背景とした ISS 計画協力体制については、国際公法のみならず、国際私法や刑法といった他の法分野の知見が必要となるが、それらを網羅した重厚な内容となっている。

また、彼の分析アプローチであるリーガル・クラスタリングは、国際関係学の分野で近年注目されている手法であり、国際法と国際関係論との架橋に成功している。したがって、国際関係研究科の博士論文として相応しいと判断することができる。

質疑においても ISS 計画の法制度にとどまらず、ISS 計画の積極的側面及び消極的側面ならび

にISS計画の将来の課題など、専門的な内容についても説明することができ、このテーマに関する深い知識と時間をかけた分析能力を確認することができた。またリーガル・クラスタリング分析を他の分野に応用する可能性についても言及がなされ、今後の研究分野の広がりを感じさせる研究成果であると判断できる。

また副査麻布大学環境経済学研究室教授 Patrick Collins の所見は次のとおりである。

福島 雅彦氏の博士論文についての Patrick Collins 副査のコメント

福島氏は、国際宇宙基地の法制度に関する博士論文の審査において、広い範囲の質問、則ち国際法、国内法、宇宙法、経済、歴史等についての質問に的確に答えました。

このことは、国際宇宙ステーション (ISS) プロジェクトについて深く、詳細な知識を彼が持っていることを明らかにしています。

勿論、博士論文の著者が自分の選んだ知識の分野について全てのことを知っているということは無理でしょうが、どの様な問題についても、自信を持って、研究分野の同僚として、役に立つ情報や意見等を提供することができる必要があります。

福島氏は、一時間中、3人の審査員と共に、レベルが高く興味深い、ロシアのユニークな役割とその理由、国際宇宙条約のステータスと弱点、日本政府の宇宙ステーション計画の法制度についての不備や、これからの宇宙活動の商業化の可能性についての法的な問題及び各国の政府の動機付け等について、示唆深い発言を繰り返し行いました。

福島氏の論文は博士論文として充分優れていると判断することができました。

副査 麻布大学 教授 パトリック・コリンズ

2014年6月3日

<論文審査結果の要旨>

本論文については、なお克服されるべき若干の点もあると考えられるが、このことは、論文全体の価値を減ずるものではない。これらの点は、福島氏の今後の一層の研究努力の積み重ねにより克服されていくべきではあるが、本論文の意義を損なうものではない。

審査委員会は、3名による審査に加え、2014年5月30日16時より17時30分まで、恒申館号教室において公開審査会を実施し、本学国際関係研究科博士課程後期の在学中における研究活動、及び本課程博士号申請論文に関する本人からの詳細な報告を基に忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。公開審査会での審査委員の質疑に対する福島雅彦氏の的確な応答を通じて、同氏が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。その結果を踏まえ、審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与するに相応しいとの結論に達した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の提出者は、本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していることを確認した。また、本研究に必要とされる諸外国語のものを含む一次資料および先行研究の文献を参照している点、また2006年6月より2008年9月までの2年間の福島君のLeiden大学の航空宇宙法研究所での研究の成果が本論文に十分に生かされている点からして、語学能力も十分有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、本論文提出者に対して、「博士(国際関係学)立命館大学」の学位を授与することを適当と判断する。